

議案第二号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山

田

宏

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及びその準備」を削り、同条第二号中「第十一条」の下に「、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第十三条及び第十四条」を、「勤務時間条例第十二条」の下に「、学校教育職員勤務時間条例第十五条」を加え、同条第三号中「第十三条第三項」の下に「、学校教育職員勤務時間条例第十六条第三項」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条第二号及び第三号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

給与を受けながら、勤務時間中に職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる範囲を適法な交渉に限定する等の必要がある。

職員団体のための職員行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員団体のための職員行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 法第五十五条第八項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>二 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第十條及び第十一條、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第 号。以下「学校教育職員勤務時間条例」とい</p>	<p>(職員団体のための職員行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 法第五十五条第八項の規定に基づき、適法な交渉及びその準備を行う場合</p> <p>二 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第十條及び第十一條</p>

う。〕第十三条及び第十四条又は杉並区  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例（平成十二年杉並区条例  
第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時  
間条例」という。）第十二条及び第十三  
条の規定による休日並びに勤務時間条例  
第十二条、学校教育職員勤務時間条例第  
十五条又は幼稚園教育職員勤務時間条例  
第十四条の規定により指定された代休日  
で、その日に任命権者が特に勤務を命じ  
ていない場合

三 勤務時間条例第十三条第三項、学校教  
育職員勤務時間条例第十六条第三項又は  
幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第  
三項の規定により年次有給休暇を与えら  
れている場合

#### 四 略

又は杉並区  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例（平成十二年杉並区条例  
第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時  
間条例」という。）第十二条及び第十三  
条の規定による休日並びに勤務時間条例  
第十二条

又は幼稚園教育職員勤務時間条例  
第十四条の規定により指定された代休日  
で、その日に任命権者が特に勤務を命じ  
ていない場合

三 勤務時間条例第十三条第三項  
又は  
幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第  
三項の規定により年次有給休暇を与えら  
れている場合

#### 四 略